

## 事業概要（別添）

### ①「PICES年次会議開催等経費」（平成12年度～）

海洋環境に関連する科学者が集まるPICESで、各国の海洋環境保全のための研究等に関する動向を調査し、我が国の施策に有意義な情報収集を行うと同時に協力関係の構築を行っている。また、PICESの科学委員会の一つである海洋環境の質委員会（MEQ）へ委員を派遣している。

### ②「ロンドン議定書国内対応事業費」（平成16年度～）

ロンドン議定書を担保している海洋汚染防止法では、事業者からの海洋投入処分の許可申請に際し、申請書の審査等の支援を行っている。また、海洋投入処分量の削減に向けて、情報収集の支援及び検討会の運営を行っている。また、ロンドン条約関連会合に出席している環境省職員及び我が国から派遣している専門家に対し、会合での提案文書の情報の整理及び分析を通じて支援している。

### ③「海洋汚染対策規制基準設定等調査費」：（昭和61年度～）

マルポール条約付属書Ⅱを担保している海洋汚染防止法において、有害液体物質の有害性を評価し、汚染分類を決定している。国外輸送される物質については、国際海事機関（IMO）が汚染分類を決定しているが、我が国の法体系に落とし込むにあたり、化学物質名案の作成及び新物質の情報収集を行っている。また、国内輸送のみの有害液体物質については、環境省が有害性を評価し、汚染分類を決定しており、その支援を行っている。

### ④「油汚染対策国内対応事業費」（平成6年度～）

油の流出事故が発生した際、関係機関等に対して情報提供するために整備している脆弱性沿岸海域図については、データの更新のための情報収集及びより利便性の向上のための整備の支援を行っている。さらに有害液体物質流出事故の際の脆弱性沿岸海域図の構築支援を行っている。

### ⑤「バラスト水条約対応基礎調査費」（平成16年度～）

バラスト水条約の発効に対応するため、国内の担保体制の整備が必要であり、そのために必要な国際会議での情報収集及びガイドラインで求められているリスクアセスメント等に必要な情報収集整理及び参考資料の作成を行っている。また、バラスト水条約発効後は、バラスト水処理装置の搭載が義務づけられる。このため、我が国においても、発効前ではあるが、バラスト水処理装置の事前審査を行っている。とりわけ、環境省においては、装置に使用される活性物質等の海洋環境への影響について事前審査を行っており、そのために専門家より意見を聴取する際に必要な情報収集及び整理の支援を行っている。